

## 猪苗代町ホームページ広告掲載に関する基準

平成30年6月27日制定

令和元年10月1日改正

### (趣旨)

第1条 この基準は、猪苗代町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成20年猪苗代町訓令第20号。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する猪苗代町ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置)

第2条 要綱第5条の規定による町長が定める広告の掲載位置は、原則として猪苗代町ホームページのトップページとし、町長が指定した位置とする。

### (掲載規格等)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし掲載規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 1 枠につき横120ピクセル・縦60ピクセル
- (2) 容量 10キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF（透過不可、アニメーション不可）、JPEG及びPNG形式
- (4) 画像状態 静止画

### (掲載期間)

第4条 1回の申請で申し込みができる広告の掲載期間は、最長12か月（1か月単位）とする。ただし、年度を越えての広告掲載はできないものとする。

- 2 広告の掲載期間の始期は、月の始めの日（猪苗代町の休日を定める条例（平成元年猪苗代町条例第50号）第1条に定める町の休日（以下「町の休日」という。）に該当する場合はその翌日）とする。
- 3 広告の掲載期間の終期は、月の終りの日（町の休日に該当する場合はその翌日とする。）とする。

(掲載募集枠等)

第5条 募集は、8枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、募集枠を増やすことができる。

2 同一の広告掲載希望者が申し込むことができる広告は、1か月につき1枠を限度とする。

(広告掲載料)

第6条 要綱第6条の規定による町長が定める広告掲載料は、1枠につき月額5,500円(消費税込)とする。

(広告掲載料の納付期限)

第7条 要綱第10条の規定による町長が指定する期日は、当該広告掲載決定後10日以内とする。

(広告掲載料の還付)

第8条 要綱第13条に定める還付金の金額は、日割計算により算出し、1円未満を切り捨てた額によるものとする。ただし、広告掲載ができなかった期間が連続して24時間に満たないときは、日数に算入しないものとする。

(広告内容等の決定)

第9条 町長は、広告を掲載した後において、広告の内容、デザイン、リンク先の内容等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断し、若しくは要綱及びこの基準に抵触していると判断したときは、広告主の了解を得ることなく、当該広告を削除することができる。この場合において広告掲載料は還付しないものとする。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この基準は、平成30年6月27日から適用する。

この基準は、令和元年10月1日から適用する。